



(※) メディカル・マスターは、長期障害所得補償特約、疾病入院医療費用補償特約、疾病入院医療保険金支払特約のいずれかをセットした事業活動総合保険（ビジネスマスター・プラス）のペットネームです。

中小企業経営者さまへ  
新しい補償のご提案です。

頼りにしている役員が  
突然、倒れてしまった。

NEW

3つの特約が、  
経営者の皆さまの不安を解消します！

1

疾病入院医療  
費用補償特約

業務中・業務外を問わず、役員・使用人が疾病で入院された場合、入院によって負担した費用（差額ベッド代や先進医療費用等）を**実費で補償**します。

2

疾病入院医療  
保険金支払特約

業務中・業務外を問わず、役員・使用人が疾病で入院された場合、入院日数に応じて保険金を**定額でお支払い**します。

3

長期障害  
所得補償特約

業務中・業務外を問わず、役員・使用人がケガや疾病により働けなくなった場合に保険金をお支払いします。  
がん、精神障害も含まれます。

3つの  
特長

売上高方式の一括加入  
加入者管理も不要  
健康状態の告知も不要

既往症があっても、  
保険加入後**1年**が経てば、  
補償の対象になります

万一の際の保険金は  
補償対象の役員・使用人  
に**直接お支払い**します

# メディカル・マスター **3** つの特約を さらに詳しくご紹介します！

## 疾病入院医療費用補償特約

**病気で入院したときの費用を最高200万円を限度に補償します！**

日本国内または国外において疾病を被り、その直接の結果として日本国内において入院を開始した場合に、入院を開始した日から365日目の属する月の末日までに負担した下記①～⑧の費用などをお支払いします。（1回の入院につきご契約の保険金額（50万円・100万円・200万円のいずれか）が限度）

入院にかかる費用（総額）	
公的医療保険の対象	公的医療保険の対象外
<b>7割</b> 健康保険からの給付	<b>3割自己負担</b> <b>100%自己負担</b> ・入院時の食事代 ・ベッド等使用料 ・先進医療等費用（技術料） ・交通費 など

← 補償の対象 →

以下の費用が補償の対象になります。

- ①入院時の健康保険の自己負担分
- ②食事療養費
- ③ベッド等使用料
- ④先進医療、患者申出療養の費用
- ⑤入退院・転院時の交通費
- ⑥諸費用（入院1日につき1,100円）
- ⑦親族付添費（1日につき4,200円）
- ⑧ホームヘルパー等の雇入費用 など

※補償の対象となる方は、事業主、常勤の役員、正規従業員、常勤の臨時従業員の方です。

## 疾病入院医療保険金支払特約

**病気で入院した場合に1日あたり最高2万円、  
最長180日を限度に補償します！**



日本国内または国外において疾病を被り、その直接の結果として入院を開始した場合、ご契約の支払限度日数（40日・60日・90日・120日・180日のいずれか）について保険金をお支払いします。（ご契約の保険金日額（20,000円以下で設定）が限度）

※補償の対象となる方は、事業主、常勤の役員、正規従業員、常勤の臨時従業員の方です。

## 長期障害所得補償特約

**ケガや病気で働けなくなったときの所得を最高15万円、  
最長2年間を限度に補償します！**



日本国内または国外において身体障害（ケガおよび疾病）を被り、その直接の結果として保険期間中に就業障害<sup>(注1)</sup>が開始した場合、特約の免責期間（30日・60日・90日のいずれか）を超えた就業障害期間に対して、特約のてん補期間<sup>(注2)</sup>（1年間・2年間のいずれか）を限度に、就業障害期間1か月あたりご契約の保険金額（5万円・10万円・15万円のいずれか）をお支払いします。※補償の対象となる方は、事業主、常勤の役員、正規従業員、常勤の臨時従業員の方です。ただし保険期間の開始日時時点で満15歳以上、満74歳以下である方にかぎりませう。

（注1）被保険者が身体障害（ケガおよび疾病）を被り、次のいずれかの事由により身体障害（ケガおよび疾病）を被った時に就いていた記名被保険者の業務に全く従事できない状態をいいます。

①その身体障害（ケガおよび疾病）の治療のため、入院していること。

②①以外で、その身体障害（ケガおよび疾病）に対して、医師の治療を受けていること。

（注2）特約の免責期間終了日の翌日から起算して保険証券記載のてん補期間内における被保険者の就業障害の日数をいいます。

●このちらしは概要を説明したものです。詳しい内容につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

【引受保険会社】



損害保険ジャパン株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

<連絡先> <https://www.sompo-japan.co.jp/contact/>

SOMPOグループの一員です。

お問い合わせ先

株式会社 三友アンブレラ

福岡市博多区東光2丁目3-22

TEL 092-431-8341

FAX 092-431-8343